

2021年4月吉日

JATA会員
代表者 殿

一般社団法人 日本旅行業協会
総務・広報部

JATA 会員マイページの情報更新のお願い

拝啓 平素は当協会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、JATA 会員マイページ（以下、マイページ）内のメールアドレスや住所など登録内容が現状と一致しておらずご案内等が届かない事例が発生しています。

JATA からの情報発信はマイページにご登録いただいている情報をもとにご案内しているため、変更が生じる度に更新をお願いしております。

ご多忙の折に恐縮ですが、マイページ内の情報が現状と一致していらっしゃるかのご確認をお願い申し上げます。

マイページ内の情報が現状と一致している場合はご対応いただく必要はございませんが、登録住所等が移転前になっているなどの場合は**情報を更新の上**、行政の受理印が押された**変更届出書(第四号様式)**及び**旅行業者登録簿(送付用)**の写しを下記フォームよりご提出ください。

登録事項変更届出書等ご提出フォーム <https://form.run/@JATA-henko>

また、過去に更新したにも関わらず「承認中」となって更新されていない場合は、上記書面が未提出のため、当協会において内容の確認が取れておらず反映を保留させていただきます。お手数をおかけいたしますが、上記書面のご提出をお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

■ 当件に関する問合せ：

総務・広報部 kaiin@jata-net.or.jp

行政の受理印が押された

変更届出書(第四号様式)及び旅行業者登録簿(送付用)について

代表者や住所等の登録事項に変更があった場合は、発生した事実があった日から起算して30日以内に所轄の行政庁に届け出をする必要があります。

お届け後に行政庁より受理印が押されて書類が返却されますので、その書類の写しをJATA宛てにご提出ください。

JATA 会員マイページ」へのログイン方法

ログイン方法：

JATA 公式サイトにある「会員マイページ」をクリックください。

<https://www.jata-net.or.jp/>

※情報を更新するには管理者 ID・パスワードが必要です。

ご不明の場合はログイン画面のお問合せ窓口よりお問合わせください。



【会員マイページからできる事】

- ① 貴社情報の修正
※会員マイページの管理者 ID・パスワードでログインした場合
- ② メールマガジン配信先の設定
- ③ 会員マイページへのログイン ID・パスワードの管理及び新規発行
※管理者アカウントは1社1つのみです。
- ④ 事故発生報告書（旅行業法施行要領 第7号様式）、緊急連絡先リスト等のダウンロード
- ⑤ JATA ロゴマークなどの各種ロゴマークのダウンロード